

第4章

欧州連合 (EU)

・英国

1. 欧州連合 (EU)

内国民待遇	127
炭素国境調整措置	127
関税	129
関税構造	129
セーフガード	129
鉄鋼セーフガード	129
基準・認証制度	130
（1）エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する欧州指令（ErP指令）	130
（2）化学品規制（REACH・CLP）	131
（3）医療機器規制（MDR）・体外診断用医療機器規制（IVDR）	132
（4）バッテリー及び廃棄バッテリー規則	132
（5）F ガス規制【新規掲載】	134
（6）森林減少・劣化に関わる特定の産品・製品のEU市場での取引及びEU市場からの輸出に関する規則【新規掲載】	135
（7）包装及び包装廃棄物規則【新規掲載】	136
サービス貿易	137
オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制	137
政府調達	138
公共調達新規則（International Procurement Instrument）	139
地域統合	139
譲許税率の引き上げ	139
知的財産	139
スペアパーツへの意匠権の権利行使問題	140
補助金・相殺関税	140
仏国 EV 補助金の補助金適格要件の改正【新規掲載】	141

2. 英国

関税	142
関税構造	142
セーフガード	143
鉄鋼製品に対するセーフガード措置	143
基準・認証制度	144
化学品規制（ REACH・CLP ）	144

1. 欧州連合（EU）

内国民待遇

炭素国境調整措置

<措置の概要>

EU は、世界最大規模の温室効果ガス排出権取引制度である EU - ETS（Emission Trading System）を運営している。域内でこうした温室効果ガス排出削減措置を講じた場合、域内産品がそのような規制を受けていない海外からの輸入産品によって代替されること及び域内の生産拠点が域外に移転することで、地球全体の温室効果ガスの排出が減らないという、いわゆるカーボンリーケージ（carbon leakage）が問題となりうる。EU は 2019 年 12 月に「欧州グリーンディール」を公表し、2021 年にカーボンリーケージ防止のために炭素国境調整措置（CBAM：Carbon Border Adjustment Mechanism）を提案することを発表した。その後、2021 年 7 月に欧州委員会が、2030 年までに 1990 年比で温室効果ガスを少なくとも 55 % 削減することを目標とした各種政策のパッケージである Fit for 55 の一環として、CBAM に関する規則案を公表し、欧州委員会・欧州議会・理事会の三者による調整を経て、2023 年 5 月に規則として成立した。

その内容は、EU への輸入品につき、輸入者に対して、当該輸入品の製品炭素含有量に応じた賦課金を、CBAM 証書の購入義務を課す形で賦課するというものである。措置の対象国は全ての国とされ、除外対象は、EU - ETS に完全にリンクした制度を有する一部の国（アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイス）等に限定されており、途上国例外は設けられていない。対象は、エネルギー集約型であり貿易が多いとされる、鉄鋼、アルミ、セメント、肥料、水素、電力、鉄鋼やアルミの一部下流製品（ねじやボルトなど）に限定されている。ただし、後述のとおり、移行期間に輸入者の報告によって収集した情報に基づき、対象の範囲拡大を検討することが予定されている。

賦課金の具体的な算定方式は以下のとおりである。

$$\text{輸入課金} = \text{CBAM 証書価格 (P / CO}_2\text{-ton)} \times \text{製品単位当たり排出量 (CO}_2\text{-ton / Q)} \times \text{製品輸入量 (Q)}$$

上記の算出に必要な要素のうち、排出量に関しては、考慮される排出範囲は、鉄鋼、アルミ、これらの下流製品、水素は直接排出のみ、その他の品目は間接排出（電力使用に伴う排出）も含むとされた。

また、当局が実際の排出量を適切に検証できない場合は、当局は、各輸出国の平均排出原単位に各国ごとのマークアップ（詳細は実施細則に委ねられている）を加算して、輸出国ごとかつ産品ごとに、デフォルト値を設定することができる（ただし電力を除く）。輸出国の平均排出原単位として信用できるデータがない場合は、デフォルト値は、当該産品に関する EU 域内の各生産工程の排出量下位 X % に当たる生産拠点の平均排出原単位に基づいて設定される（X の値は Implementing Act において定められる）。なお、デフォルト値は、使用エネルギー等、各生産国の固有事情を考慮して調整することが予定されている（EU 規則 7 条、Annex IV）。

CBAM 証書価格は、前週における EU - ETS の全入札の平均終値に基づいて設定され、国内規制上の炭素価格と同一水準となることが意図されている。ただし、EU 域外で支払われた炭素価格（tax, levy, fee or emission allowances）は、輸入課金額（提出すべき CBAM 証明書数）から控除できる（EU 規則 9 条）。すなわち、原産国で支払われた炭素価格は輸入課金から控除される。また、第三国（原産国）で支払われた炭素価格の考慮に関しては、EU は当該第三国と、当該第三国の炭素価格メカニズムを考慮するための合意を締結することができる（EU 規則 2 条 12 項）。

また、CBAM は、EU - ETS 上のカーボンリーケージリスク対策措置である無償割当枠及び電力コスト補填の代替措置であると説明されており、輸入課金額（提出すべき CBAM 証明書数）は、無償割当枠の程度を反映して調整されることが予定されている（EU 規則 31 条 1 項）。無償割当枠は 2026 年から 2034 年にかけて段階的にフェーズアウトされ、

CBAM はその間に段階的に導入される。無償割り当ての縮小に伴って、EU からの輸出品が不利になるとの意見を受けて、本規則には、今後 EU - ETS または同様の炭素価格メカニズムを適用しない第三国に対する輸出品についてカーボンリーケージリスクがあると評価できる場合には、何らかの WTO 整合的な措置（輸出品に対する何らかの支援が想定される）を検討するよう求める規定（EU 規則 30 条 5 項）も存在する。

CBAM は 2023 年 10 月から 2025 年末までは「移行期間」として実施される。移行期間中は、輸入者は、輸入課金支払義務を負わないが、対象製品の輸入量や製品製造時の排出量（直接排出及び間接排出の一部）、輸出国で支払われた炭素価格について記載した CBAM 報告書を 2024 年 1 月から四半期ごとに提出する義務を負う。CBAM は移行期間中にレビューが実施されることとなっており、報告内容は、移行期間後の制度において、スコープを他の物品・サービスに拡大させるための検討や、排出量算定方法を発展させるために活用される。2026 年 1 月からは CBAM 証書の購入を通じた課金が開始される予定である。

<国際ルール上の問題点>

CBAM 一般に関連する WTO ルール上の論点は多岐にわたるが、代表的なものとして内国民待遇義務（内国税等について GATT 3 条 2 項、国内規制については GATT 3 条 4 項）との関係が問われる。3 条 2 項は輸入製品に対する内国税その他の内国課徴金の賦課額が「同種の国内産品」に対する賦課額を超えることを禁止し、第 4 項は国内規制上輸入産品に同種の国産品「より不利でない待遇」を与えるべきことを定めている。EU の CBAM は、EU - ETS をベースにしており、EU - ETS はモノに対する内国税に当たらず国内規制と考えられるとして 3 条 4 項が適用される可能性が高い。

そのうえで、EU の CBAM は、EU - ETS を参照し、輸入品に対して EU - ETS による国産品の負荷と同水準の負荷を課すことを謳っているが、輸入品が服する CBAM は、EU - ETS と同一の制度ではない以上、輸入産品が国内産品に比べて不利な立場に置かれることは想定できる。一例として、域内生産者による EU - ETS 上の排出権の入手方法は、市場での購入、相対取引、過去の割当ての余

剰の利用など多岐にわたるのに対し、CBAM 証書については、週単位の単一価格での購入しか想定されない。また、詳細は明らかにされていないものの、対象製品の製造過程での炭素排出量の計算も、おのずから EU - ETS と CBAM で差異が生じざるを得ず（賦課の単位が、EU - ETS は施設単位であるのに対し、CBAM は輸入品であることにも留意）、その手法によっては輸入産品が不利に置かれる場面が生じる可能性は否定しがたい。

仮に内国民待遇義務違反に当たる場合でも、GATT 20 条の一般例外、特に有限天然資源（清浄な大気）の保護に関する 20 条 (g) 号に基づき措置が正当化される可能性もある。しかしその場合、環境保護のためのカーボンリーケージ防止という規制目的に対して、CBAM が適切な設計となっているかが問われることになる。そもそも輸入品の炭素集約度が、国産品と同等か、より低い場合、輸入に伴うカーボンリーケージは発生せず、環境保護の観点からは国境で賦課金を課すべき根拠がない。しかし EU の CBAM の設計上は、輸入品の炭素集約度がゼロとならない限りは、域内産品より炭素集約度が低くても CBAM 証書の購入義務は生じうる（ただし、上記のとおり、提出すべき CBAM 証明書数から、原産国で負担した炭素価格相当分及び EU - ETS の無償割り当て相当分は控除される）ため、環境保護と主張される本措置の目的と本措置の設計・構造の関連性に疑義が残る。

別の論点として、EU からの輸出品に対する将来的な支援措置の可能性については、仮に検討する場合は WTO 整合性に配慮するものとされているが、一般的には、輸出を条件とした支援は補助金協定が禁止する輸出補助金に該当する可能性が高い。補助金協定上は間接税の輸出時の還付は輸出補助金に当たらないことが明記されているが、EU - ETS は物品に賦課される内国税とはいいがたく、間接税にはあたらないため、輸出産品について排出権の負担を免除するような仕組みについて WTO 整合性を確保することは容易ではない。

<最近の動き>

本件規則は、2023 年 10 月から移行期間が開始し、今後、移行期間中の情報収集等も踏まえて、制度の修正が行われていくと思われる。EU に対して引き続き、地球環境保護のための協力と共に、

二国間や WTO など様々な議論の場を通じて、CBAM の具体的な制度設計において輸入品が不利に扱われることのないよう、議論を継続する必要がある。

また、英国は 2023 年 3 月から 6 月にかけて、カーボンリーケージ対策に関する公開コンサルテーションを実施し、同年 12 月、2027 年までに独自の CBAM を導入することを発表した。こうした動向を含めて、CBAM に係る国際的なルールのあり方について引き続き検討していく必要がある。

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

EU 関税法、免税システム及び関連法規において、基本税率、暫定税率及び弾力関税率(ダンピング防止関税、相殺関税、報復関税、緊急関税、季節関税及び際協力関税など)が規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日 EU 経済連携協定(日 EU・EPA)税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や原材料などに対する関税優遇措置(減免税及び還付)がある。

EU の 2022 年時点の非農産品の譲許率は 100 % であり、単純平均譲許税率は 4.1 % であるが、送機器(最高 22 %)、皮革・履物等(最高 17 %)、鉱物・金属(最高 12 %)、乗用車(最高 10 %) 等の高い譲許税率が存在する。また、2022 年時点の非農産品の単純平均実行関税率は 4.1 % であり、電気機械(最高 14% (テレビカメラ、ラジオ受信機など)、単純平均は 2.4 %)、繊維製品(最高 12 %、単純平均は 6.6 %)の関税率は他の先進国と比べても高水準であり、輸入製品は国産製品に比べて厳しい競争条件の下に置かれている。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年 12 月に妥結した ITA 拡大交渉(詳細は、第 II 部第 5 章 2. (2) ITA (情報技術協定) 交渉を参照)において、EU は、2016 年 7 月から対象品目 201 品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、デジタルビデオカメラ(14 %)、カーオーディオ(14 %)、テレビ受信機器(14 %)等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が 2023 年までに撤廃された。

また、我が国からの市場アクセスの改善を図るため、2019 年 2 月に日 EU・EPA 協定が発効したことで、我が国から輸出する全ての工業製品(乗用車(8 年目に撤廃)、自動車部品・一般機械・化学工業製品・電気機器等)、ほぼ全ての農林水産品(牛肉・茶・水産物等)の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020 年 4 月 3 日、国家機関等が承認した慈善団体等による無償での物資配布及びその利用を可能にすることを目的に、2020 年 1 月から 7 月までの期間において、対象品目の輸入関税及び付加価値税を一時的に免除する措置が行われた。その後、本措置は、3 回の延長を経て 2022 年 9 月、同年 12 月まで適用が延長された。その後、本措置は終了した。なお、具体的な対象品目及び関税率は各加盟国に委ねられていた。

セーフガード

鉄鋼セーフガード

<措置の概要>

EU は 2018 年 3 月に鉄鋼製品の輸入に対し、セーフガード調査を開始した。同年 7 月 19 日、暫定措置を発動し、2019 年 2 月 2 日に最終措置を発動した(当初期間は 2021 年 6 月 30 日まで、その後 2024 年 6 月 30 日まで措置を延長)。26 品目、HS

コード 8 桁で約 300 製品（72081000 - 73069000）（熱延鋼板、冷延鋼板、ステンレス鋼板等）に対して、過去 3 年（2015 年－2017 年）の平均輸入実績に基づき、対象品目ごとに関税割当（①輸出シェア 5 % 以上の国に対する国別 country quota と、②その他の国一括の Residual quota）を付した上で、当該割当を超過した場合、25 % の追加関税を賦課する関税割当の方法をとった。

<国際ルール上の問題点>

措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」（関税譲許交渉時に予想できなかった事情であって、技術革新や消費者嗜好の変化等、国内産品と輸入製品との競争関係に変化をもたらすもの、と一般に解釈される）が SG の発動要件とされていること（GATT 19 条 1 項(a)）との整合性に懸念がある。また、後述の DS595 パネル判断では、EU の「損害のおそれ」の認定が客観的証拠を欠いているとされた。

<最近の動き>

EU は域内規則上、毎年セーフガード措置のレビュー（見直し）を実施することとしている。2019 年 5 月の第 1 回レビューに対し、我が国は政府意見書を提出し、損害の認定方法や関税割当の運用方法について懸念を表明。レビューを踏まえて、対象品目ごとの関税割当数量や途上国除外などの措置を一部変更する最終決定が同年 9 月 26 日に公示され、同年 10 月 1 日から施行された。2020 年 2 月に開始された第 2 回レビューでは、産業界からの見直し提案（新型コロナウイルス感染症の影響への考慮から、関税割当の 75 % 縮減等貿易制限の大幅強化を要望）に対する意見公募を行った。我が国は措置強化案に反対する政府意見書を提出。EU は、一部品目の国別輸入数量枠の管理ベースを年ベースから四半期ベースに変更し、「その他」枠の利用制限を強化する等の最終決定を同年 6 月 30 日に公示し、翌 7 月 1 日から施行した。関税割当縮減等の産業界提案は採用されなかった。

2021 年 2 月に開始された第 3 回レビューでは、措置自体は 2024 年 6 月まで延長されることが決定

される一方、米国 232 条措置の貿易効果に変動があった場合には措置自体を見直す旨の規定を追加する等の修正が行われた。また直近では、2022 年 12 月、措置の早期終了の是非を検討するとして再びレビュー手続が開始されたが、レビューの結果、措置の早期終了はせず、2024 年 6 月 30 日までセーフガード措置が継続することとなった。

なお、このセーフガード措置については、トルコがセーフガード協定等の不整合を主張し WTO に紛争解決手続（DS595）を提起していた。2022 年 4 月に公表されたパネル報告書では、上記「予見されない発展」と輸入増加との論理的関連性の説明が不明確であるとされたほか、「損害のおそれ」の認定も客観的証拠を欠いているとされた（翌月採択）。EU は、同年 12 月に履行方針を発表したが、措置自体は継続する意向を示している。

引き続き、対象産品のアジア等への流入や、EU への駆け込み輸入による関割の早期消化のリスクを注視し、EU に対して必要に応じた働きかけを行う。

基準・認証制度

(1) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する EU 指令（ErP 指令）

<措置の概要>

EU では、環境に配慮した製品設計の枠組み作りとして、2005 年には「エネルギー使用製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令（EuP 指令）」を、2009 年 10 月には「エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求枠組みに関する EU 指令（ErP 指令又はエコデザイン指令）」を公布した。

同指令では、域内で上市される製品の、原材料の調達、製造、販売から廃棄に至るまでの期間（ライフサイクル）における環境に与える影響（例：資源の使用、大気や水への放出物、騒音、振動等）に配慮した取組を行うことが求められる（一般的環境配慮制度要求）ほか、製品によっては使用電力、待機電力等を一定値以内に納めることが求められる（特定環境配慮制度要求）。対象製品毎の要求事項は、「実施規則（Implementing Measures）」によって公表されている。

<国際ルール上の問題点>

これまでに TBT 通報された「実施規則」の案では、①要求事項設定の一部に、既存規制との不整合や科学的根拠・効果が不明な箇所があること、②要求事項に係る各文言の定義が不明確であること等の問題がある。同指令が、正当な政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には、TBT 協定 2.2 条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

ErP 指令を改正するものとして、欧州委員会によって 2022 年 3 月提案された。持続可能な製品のためのエコデザイン規則（ESPR）案が欧州委員会によって提案された。同規則案では、ErP 指令の枠組みを拡大しより幅広い製品に適用するとともに、製品の耐久性、資源効率、再生材使用、リサイクル容易性といった循環性、製品ライフサイクルにおける環境影響（環境フットプリント）、環境情報のトレーサビリティを可能にするデジタル製品パスポートの導入などが追加されている。2023 年 12 月には同規則案が欧州議会および理事会の暫定合意に達した。この合意では未使用繊維製品の廃棄禁止も決定された。今後、議会および理事会での正式採択後に公布され、公布日の 20 日後から発効される予定である。

同規則案は、あくまでも持続可能性要件に関する枠組みを設定するもので、優先的に取り扱われる製品群や具体的な要件の内容は、欧州委員会が今後、製品グループごとに委任法により設定する。また、全ての製品を対象として売れ残り製品の廃棄に関する情報公開や、テキスタイルや履物を対象として売れ残り製品の廃棄禁止の要求が提案されている。

必要以上に過度な要件により EU 市場へのアクセスが制限されることのないよう、今後も本件に係る動向を注視する必要がある。

（2）化学品規制（REACH・CLP）

<措置の概要>

EU において、2007 年 6 月 1 日から化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH 規則：Registration, Evaluation, Authorisation

and Restriction of Chemicals）（（EC）No 1907 / 2006）が施行された。

この規則の特徴は、以下のとおりである。

- ①年間累計 1 トン以上の化学物質を EU 域内で製造又は輸入する場合、登録が義務づけられる。さらに、登録者あたり年間累計 10 トン以上製造・輸入される化学物質については、化学物質安全性報告書の作成が義務づけられる。
- ②従来、行政府が担ってきた既存物質の安全性評価の責務が産業界に課される。
- ③本規制に基づき、EU 化学品庁（ECHA）及び加盟国は登録された物質に対して評価（審査）を実施する。物質評価の対象物質は、ハザード情報、ばく露情報、使用量に基づき、ECHA 及び加盟国によって優先付けされ、CoRAP（Community Rolling Action Plan、共同体ローリング行動計画）リストとして公表される。
- ④成形品（article）中に意図的放出物が含まれる場合には、一定の要件の下で、その上市量が年間累計 1 トンを超えれば登録が義務づけられる。
- ⑤成形品中に高懸念物質（SVHC）が 0.1 %を超える濃度で含まれ、その物質が年間累計 1 トンを超えて上市される場合には、届出及び情報伝達が義務づけられる。複合成形品（Complex object）の EU 域内生産者及び輸入者には、複合成形品を構成する構成部品ごとに SVHC の濃度算出が求められ、特に REACH 規則の及ばない EU 域外からの情報収集を行わねばならない輸入者にとって負担となる。
- ⑥附属書 XIV に認可対象物質として記載された、発がん性などの懸念が極めて高い化学物質については、個々の用途ごとに市場への供給及び使用が認可される
- ⑦物質の製造、使用、上市から生じる許容できないリスクがある場合には、その製造、使用、上市について附属書 XVII で制限が規定される。

また、2009 年 1 月には化学品の分類、表示、包装に関する規則（CLP 規則：Regulation on Classification, Labelling and Packaging of substances and mixtures）（（EC）No 1272 / 2008）が施行された。同規則では国連 GHS の有害性分類に準拠して物質又は混合物の危険有害性を分類し、危

険有害性があると判断された物質又は混合物については、警告表示をすることが求められる。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が EU 域外企業を域内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は、TBT 協定 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康と環境等の高い水準での保護と、物質、混合物及び成形品の自由な移動の確保、競争力と革新の確保等を目的とするものであるが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定 2.4 条との不整合が生じる可能性がある。

<最近の動き>

EU は、2020 年 10 月、安全で持続可能な化学物質に関するイノベーションを促進し、有害化学物質に対する健康と環境保護を強化することを目的とした「持続性のための化学物質戦略」(Chemicals Strategy for Sustainability ; CSS) を公表した。この戦略の一環として、EU は、2021 年 REACH 規則と CLP 規則の改正を進めている。REACH 規則の改正では、ポリマーの登録や「エッセンシャルユース」の概念を基にした化学物質の用途制限などが検討され、2022 年 1 月から同年 4 月にかけてパブリックコンサルテーションを実施した。CLP 規則の改正では、内分泌かく乱 (ED)、難分解性、生物蓄積性、毒性 (PBT / vPvB)、難分解性、移動性、毒性 (PMT / vPvM) を GHS に先行して新しい危険有害性として分類、表示する委任法草案を 2022 年 9 月 20 日に発表し、翌 9 月 21 日に TBT 通報した。この危険有害性の導入は国際基準である GHS との調和を損ねる提案であり、我が国産業界からもコメントを提出したが、2023 年 3 月 31 日に委員会委任法規則 ((EC) 2023 / 707) として公布された。さらに、デジタルラベルやオンライン販売の場合の要求事項を定めた改正草案を 2022 年 12 月 19 日に発表し、2023 年 4 月 17 日に TBT 通報し、4 月 20 日より発効した。

新たな危険有害性は、CSS に基づき、化学物質管理にとどまらず、持続可能な事業活動を分類するタクソノミーに関する委任法やサステナビリティ

報告指令といった EU における情報開示の基準にも含まれる。

一方で、EU は CLP 規則に導入した新しい危険有害性分類を国連 GHS に導入するよう 2022 年 12 月の国連 GHS 小委員会で提案し、検討が行われている。このように、REACH 規則及び CLP 規則の影響は、EU 域外にも及ぶことから、EU における化学品規制の動向を引き続き注視していく必要がある。

REACH 規則における制限の適用についても変化が見られ、物質グループでの制限提案 (ビスフェノール類、PFAS 類 (per- and polyfluoroalkyl substances)) が行われている。2022 年 12 月に内分泌かく乱特性を有するビスフェノール類に対しドイツより制限提案がなされたが、2023 年 8 月に一時取り下げとなっている。

PFAS 類に関しては、2023 年 1 月にはデンマーク、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデンの 5 加盟国より、10,000 種以上の PFAS を対象とした包括的な PFAS 制限提案が提出され、2023 年 3 月から同年 9 月にかけてパブリックコンサルテーションを実施した。これには我が国の多数の企業、業界団体だけでなく、経済産業省素材産業課からも TBT 協定 2.2 条への整合性を指摘するコメントを提出した。日本政府は 2023 年 6 月の WTO/TBT 委員会において、PFAS 制限提案を新たな特定貿易に関する懸念 (New Specific Trade Concern) として韓国と共に声明を発表した。

REACH 規則の制限に関しては、また、REACH 規則に限らないが、ストックホルム条約に基づく EU の POPs (Persistent Organic Pollutants) 規則 ((EU) 2019/1021) で規制されている残留性有機化学物質の非意図的混入閾値を大きく引き下げる提案が 2023 年より続いており、注視する必要がある。

(3) 医療機器規制 (MDR) ・体外診断用医療機器規制 (IVDR)

<措置の概要>

EU の医療機器規制 (MDR) 及び体外診断用医療機器規制 (IVDR) は、2017 年 5 月に発効しており、移行期間を経て、MDR については 2020 年 5 月から、IVDR については 2022 年 5 月から適用される予定であった。しかしながら MDR 適用の 1 年前になっても

MDR 認証に関して EU 加盟国の認定を受けた適合性評価機関（NB）の数が不十分で、かつ認定を受けた NB であっても日本での新規品目の審査受付を開始していないことや、必要なガイダンスの発行が遅れていたことから、2019 年 11 月以降の TBT 委員会で懸念を表明し、適用日の延期等の対応を求めてきたところである。この点、2020 年 4 月に、EU は、政府機関・研究機関・医療品製造業界が新型コロナウイルスの対応に集中できるよう MDR の適用の 1 年延期を公表しており、延期後の適用は 2021 年 5 月からとなった。MDR においては、上記以前あるいは医療機器指令（MDD）認証書有効期間中に市場に出荷した MDD 適合製品は 2025 年 5 月まで市場で入手又は使用開始可能とすることができることが規定されている。なお、IVDR については予定通り 2022 年 5 月に適用開始されたが、NB による認証が必要となる IVD デバイスについてはクラスに応じて 3 年から 5 年間適用開始までの移行期間が延長されている。

MDR 認証、IVDR 認証の遅れにより EU 圏内における医療機器へのアクセスが制限されることが問題視され、2023 年 3 月の（EU）2023/607 により、埋め込み型カスタムメイドデバイスのクラス III 機器は 2026 年 5 月末まで、その他のクラス III 機器、およびクラス IIb 機器の一部の埋め込み型機器は 2027 年 12 月末まで、上記以外のクラス IIb 機器、クラス IIa 機器、およびクラス I 機器は 2028 年 12 月末までの移行措置の延長が決まった。

<国際ルール上の問題点>

臨床評価に関する要求事項が日本、米国と比べ過剰になっているため、正当な目的の達成のために必要以上に貿易制限的な恐れがあること。また、ガイダンスおよび整合規格の移行期間が設定されていない課題がある。

<最近の動き>

当該規制に懸念を有する他国と連携しながら TBT 委員会で EU に対し懸念を伝達すると共に、二国間対話の場でも政策立案担当者との協議を実施している。過去の TBT 委員会では、MDR 認証のための審査が遅延していることの原因調査及び改善、IVDR 認証に係る NB 及びガイダンス文書の充実化などを要請した。

我が国企業の EU の医療機器市場へのアクセスを確保するため、引き続き EU に対し円滑に新制度に移行できるよう体制構築を働きかけていく必要がある。

（4）バッテリー及び廃棄バッテリー規則

<措置の概要>

2020 年 12 月、EU はバッテリー及び廃棄バッテリーに係る新たな規則案を公表し、2021 年 1 月 TBT 通報した。2022 年 12 月には欧州議会と EU 理事会の間で暫定合意が成立し、2023 年 1 月 18 日付で欧州委員会、欧州議会及び EU 理事会の修正案が公表された。この規則は 2023 年 7 月 12 日採択され、同年 8 月 17 日に発行した。その運用のため、2023 年から 2028 年にかけて下位規則が採択され 2025 年以降、リサイクル効率、材料回収率、リサイクル率の目標が段階的に導入される見込みである。

本規則 48 条は、バッテリーを上市または使用する経済事業者に対して原材料及び社会的・環境的リスクに対するデューデリジェンス方針を策定し、実施する義務を定めている。77 条では「バッテリーパスポート（Battery passport）」について規定しており、附属書 X III は、当該バッテリーパスポートに記載しなければならない情報として電池材料の組成や構造等を規定している。その他、本規則には、カーボンフットプリント、リサイクル材料の含有、適合性評価、拡大生産者責任といった新たな要素又は概念が盛り込まれている。

<国際ルール上の問題点>

GATT 1 条及び 3 条は、輸入品間・輸入品と国産品との間の差別を禁止し、また GATT 20 条は、特定の目的のための措置を一定条件の下で許容しているが、恣意的又は正当と認められない差別となるような措置の適用を禁止している。さらに TBT 協定 2.1 条も差別を禁止している。国内の環境保護政策や電源構成については各国が自ら決定する権利を有しているが、措置を適用する際には、これら無差別の規律や輸出国における異なる事情に照らして、適切な規制であるか、輸出国の国内事情を反映する柔軟性を有しているかも考慮されることが望ましい。たとえば、カーボンフットプリントの計算方法や報告形式、デューデリジェンスの実施方法などにおいて、

輸出国の事情を考慮しているかが論点になり得る。また、TBT 協定 2.2 条は正当な目的を達成するために必要である以上に貿易制限的な手段を採用しないことを求めているので、本規則の手续や要件がバッテリーの安全で持続可能な生産やリサイクルの目的を達成するために必要以上に貿易制限的でないことが確保されなければならない。

本規則では小型のポータブル電池から車載用電池、産業用電池に至る幅広い種類の電池を対象としている。多様な種類の電池の多岐にわたる販売経路に対して、サプライチェーン上の誰がどのような義務を負うか明確化されていない点が多く、対応にあたっては事業者による解釈の違いに起因する混乱や負担が生じている。例えば、EU 域外で電池を組み込んだ最終製品を EU に輸入する場合であって、組み込まれる電池が最終製品の製造者とは異なる事業者によって製造される場合、本規則が定める「製造者」の義務を果たすのが電池の製造者なのか最終製品の製造者なのか明確にされていない。EU 域外からの輸入品が域内生産品よりも不利な待遇となる場合には、TBT 協定 2.1 条に違反するおそれがある。また、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的となる場合には、TBT 協定 2.2 条に違反するおそれがある。

また、〈措置の概要〉に記載の規則案 77 条及び附属書 X III は、電池材料の組成や構造等の情報を電子交換システムに収載することを求めているが、これらの情報は、事業者にとって営業秘密である場合が多い。営業秘密の要求が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的となる場合には、TBT 協定 2.2 条に違反するおそれがある。

さらに、本規則 CHAPTER VII では経済事業者に対するデューデリジェンス義務を定めている。要求事項にはトップマネジメントの指名を含む管理システム作成や認証機関による第三者監査の要求など、適合に時間を要する要求が含まれているにもかかわらず、詳細を定めたガイドラインの作成期限が適用開始日の 6 か月前であり、関連する細則の採択に関しては期日が書かれていない。事業者にとっては適合に必要な情報が揃う時期が予見できず対応が開始できない。規則の公表と実施との間に十分な期間が与えられない場合、TBT 協定 2.12 条に違反する可能性がある。

＜最近の動き＞

我が国は、2022 年 12 月に開催された日 EU 産業政策対話・自動車ワーキンググループ等において、本規則案に関する意見交換を行い、EU に対し、カーボンフットプリントの計算方法やリサイクル、データの取り扱い等に関する情報提供を求めるとともに、引き続き日 EU 間の議論を継続することとしており、こうした要件や手続が、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的なものとならぬよう、EU に対して継続的な働きかけを行う。

（５）F ガス規制【新規掲載】

＜措置の概要＞

EU における温室効果ガスに関する規制は、オゾン層を保護し温暖化を抑制する観点から、2000 年から特定フロン（CFC：クロロフルオロカーボン、HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン）が禁止とされ、2006 年からは代替フロン（HFC：ハイドロフルオロカーボン）に関する排出抑制の規制が行われた。

その後、2014 年に新たに規則が改正され、フッ素を含む温室効果ガス全体（以下、「F ガス」）の排出を 2030 年までに 3 分の 2 に削減することを目的として、F ガス使用量の総量の削減が規定された。また、HFC 使用機器の規制として、冷媒容量 3 kg 未満のスプリット型エアコンについて、2025 年から冷媒の地球温暖化係数（GWP）を 750 未満とする旨が規定された。

こうした中、更なる HFC 排出量削減の前倒しを図るべく、2022 年 4 月に欧州委員会から、新たな規則改正案（Commission proposal）が提案され、2023 年 10 月に欧州委員会、欧州理事会、欧州議会の 3 者協議（トリログ）を経て、2023 年 1 月に欧州理事会、欧州議会において規則改正案が可決された（2024 年 2 月に官報公布）。

この改正案には、エアコン、ヒートポンプなどの特定機器への F ガス使用について、1) スプリット型（冷媒が室内外を循環するもの）について、① 12 kW 以下の容量のものについて、2027 年又は 2029 年（種類により異なる）から GWP 150 以上の使用禁止、2035 年から F ガスの全面使用禁止、② 12 kW

超のものについて、2033年からGWP 150以上の使用禁止等、2) セルフコンテインド型（冷媒が室外機のみが存在するもの）について、① 12 kW以下のものについて、2027年からGWP 150以上の使用禁止、2032年からFガスの全面使用禁止、② 12 kW超のものについて、機器、容量に応じ順次GWP 150以上の使用を禁止する等の規定が盛り込まれた。

これまで日本ではHFCを削減し気候変動を緩和するために、自然冷媒並みにGWPが低い次世代冷媒（例えば、HFO：ハイドロフルオロオレフィン等）の開発を行ってきた。EUによる将来的なFガスの全面禁止はこのような革新的な解決策（イノベーション）を阻害し、安全でエネルギー効率の高い技術や製品へのアクセスを妨げるおそれがある。また、EUのFガス規制上代替冷媒として有力とされるプロパン（R 290）は強燃性があり、設置、修理、廃棄時などに安全性の懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

HFO冷媒を含むFガスすべてを禁止する今回の改正により、特に冷媒が室内にも存在するスプリット型エアコンにおいては、安全性リスク等の観点から可燃性のある自然冷媒の利用が技術的に困難であるため、欧州外製品の「Fガスを用いたスプリット型エアコン」は将来的に上市できなくなる。よって本規制は、このような欧州外産のスプリット型エアコンに対して、EU域内で生産され同域内で主力の同種国産品である「自然冷媒を用いたモノブロック型エアコン」に比して不利益を与えるものである。

また、本規制の目的は温室効果ガス削減であるにも関わらず、この目的に資する低GWPのFガス（HFO冷媒を含む）の使用を一律に禁止している。さらに、強燃性冷媒の利用に伴う安全性リスクや、GWP値の低いFガスの利用に伴う温室効果等についてのリスク・インパクトアセスメントが実施されておらず、本規制は当該目的に十分な関連性のある内容に設計されていないおそれがある。従って、先述の欧州外で主力のスプリット型エアコンに対する不利益は、もっぱら正当な規制上の区別に基づいているとはいえず、TBT協定2.1条に違反する可能性がある。

さらに、本規制は、Fガスを代替する冷媒の利用可能性がない場合にまでFガスの使用を一律に禁止

するものとなっている。加えて、上記のとおり温室効果ガス削減目的に資する低GWPのFガスの使用を一律に禁止するものとなっている（規制前文上、代替冷媒を検討するうえでは、健康や環境への影響に配慮した将来的なPFAS規制を考慮する必要性にも言及がある）。よって、本規制は、正当な目的の達成のための必要以上に貿易制限的な措置として、TBT協定2条2項に違反する可能性がある。

そもそも、2023年11月にTBT協定に基づくTBT通報が実施され、その後60日間通報に対するコメントが受け付けられたが、欧州委員会のプレスリリース（2023年10月付）では、欧州議会とEU理事会による採択によって規則が発効する旨の記載があり、TBT通報に対する加盟国からのコメントを考慮することが想定されていない。また、本規制のうち、2023年10月の政治合意によって新たに盛り込まれたFガスの全面禁止に係る部分は、当該TBT通報において通報されていない。これらの点は、強制規格案の内容に関して重要な情報を加盟国に通報し、加盟国に対して書面意見提出のための適当な期間を与え当該意見を考慮する義務を定めたTBT 2.9条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

日本政府としては、TBT通報に際して日本政府から意見提出を行ったほか、2024年2月末の日EU・EPA規制協力委員会を通じた二国間協議や、2024年3月のWTO TBT委員会（以下、「TBT委員会」）の場で懸念を表明している。

本規則の改正内容については引き続き動向を注視し、安全性やエネルギー効率等の観点でバランスの取れた制度となるよう働きかけを行う。

(6) 森林減少・劣化に関わる特定の 製品・製品のEU市場での取引 及びEU市場からの輸出に関する 規則【新規掲載】

<措置の概要>

森林減少関連製品の利用可能化及び輸出に関する規則（Regulation（EU）2023 / 1115）は、2023年6月に発効した。本規則は、畜牛、カカ

オ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及びその関連製品を対象とする。本規則によれば、対象製品は、生産過程において森林減少（deforestation）・森林劣化（forest degradation）を引き起こしていない（「森林減少フリー」である）こと、生産国での関連法令に従って生産されたこと、等を満たさない限り、EU 域内への輸入・販売をしてはならない。

事業者は、2024 年 12 月 30 日から（中小企業に対しては 2025 年 6 月 30 日から）、対象製品を EU 域内市場に輸入・販売する前に、①対象製品の生産過程に関する情報（供給元・生産地域・生産時期等）、②生産過程における森林減少リスクの評価、③森林減少リスクの軽減措置、を含むデュー・ディリジェンスを実施しなければならないとされる。

なお、本規則は、全世界の国又は地域の森林減少のリスクを「高リスク」「低リスク」「標準リスク」に分類するベンチマーキングシステムを設定することを予定しており、2024 年末までに公表される予定である。「低リスク」国・地域からの対象製品については②リスク評価・③リスク軽減措置が省略可能となるなど、事業者に課される義務内容は、生産国・地域のリスク分類によって異なることが予定されている。

<国際ルール上の問題点>

上記ベンチマーキングシステム及び事業者デュー・ディリジェンス義務の詳細はまだ明らかになっていない段階ではあるが、対象製品の中には、サプライチェーンが複雑であり、加工前の原材料の生産過程を地理的に特定して生産過程をトレースすること自体困難な品目もあると懸念されている。その場合、義務内容によっては、「高リスク」「標準リスク」国・地域からの輸出が事実上困難となる可能性もある。仮に EU 加盟国が「低リスク」と認定された場合、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に整合しない可能性がある。

また、特定国が「高」「標準」リスク国と認定された場合、他の EU 域外の「低」リスク国と比較して対象製品輸出の際のデュー・ディリジェンス義務は重くなるため、GATT 1 条（最恵国待遇義務）にも整合しない可能性がある。

なお、森林減少の抑止という目的自体は GATT 20 条（b）・（g）号等に該当する可能性はあるが、同条柱書の「恣意的又は正当と認められない差別待遇の手段となるような方法」となる場合は正当化されない。

<最近の動き>

2023 年 11 月の TBT 委員会では、熱帯雨林を有する東南アジア・ラテンアメリカ各国に加え、米国、カナダ、豪州等先進国からも、今後発表されるベンチマーキングシステムにおけるリスク分類や、その貿易制限効果に対し懸念が表明された。

我が国としても、我が国産業界への影響を注視するとともに、施行される規制が必要以上に貿易制限的なものとならないよう、EU に対して継続的な働きかけを行う。

（6）包装及び包装廃棄物規則【新規掲載】

<措置の概要>

欧州委員会は 2022 年 11 月 30 日、包装及び包装廃棄物に関する規則案を公表し、2024 年 3 月に欧州議会、EU 理事会との間での暫定的な政治合意に至った。2024 年前半にも採択されることが見込まれている。

本規則は、プラスチック製品や食品廃棄物等を優先分野として循環経済（circular economy）を促進しようとする EU の環境政策に沿ったものであり、EU 域内に上市される包装（缶、瓶、ペットボトル、プラスチック包装材等）全般に適用される予定である。内容としては、包装を EU 域内でリサイクル可能とすること、プラスチック包装について一定割合のリサイクル材を含有すること、必要最小限の重量及び体積になるように設計すること、輸送用包装等について再使用（リユース）可能とし、かつ再使用のためのシステムが確保されていること等が定められる。事業者に対する各種義務は、規則施行後 18 か月後から順次（リサイクル・リユースの義務については 2030 年 1 月 1 日以降に）適用される予定である。

<国際ルール上の問題点>

事業者に対する義務はまだ施行されておらず、対象範囲・義務内容の詳細等について議論が続いている状況ではあるが、包装材全般について EU 域内でのリサイクル体制の構築を要求するなど、EU 域内で活動する事業者、特に食品・飲料業界への負担が大きい措置となることが懸念される。

反面、EU 域内業者の多いウイスキーやワインについては、早い段階から規制対象から除外される等、EU 域内の産業への影響が優先的に考慮されているとの批判もある。結果的に、EU 産品と競合する EU 域外の製品にのみリサイクル・リユース等の義務が賦課される事態となれば、EU 産品に比して不利な待遇となり、内国民待遇義務等に整合しない可能性も生じる。

<最近の動き>

2024 年 3 月に暫定合意された規則案では、CN コード（EU の域外共通関税を設定する合同関税品目分類）2206 00（日本酒を含む）、及び、2208（蒸留酒。梅酒、ゆず酒、焼酎等を含む。）が除外対象として明記され、日本の飲料メーカーの主力輸出品の一つである日本酒や焼酎について、ワインに類似する製品として新たに除外されたことが明らかとなった。

今後も、施行される規制が必要以上に貿易制限的なものとならないよう、今後の規則制定過程を注視するとともに、EU に対して継続的な働きかけを行う。

サービス貿易

オーディオ・ビジュアル（AV）分野の規制

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

EU は、域内の文化的価値の保護を目的として、理事会の「国境なきテレビ指令」89 / 552 / EEC（修正指令 97 / 36 / EC）により、テレビ放映時間の

半分を超える時間を、実行可能な場合にかつ適切な方法で欧州作品のために留保するよう加盟国に求めていた（但し、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、文字多重放送を除く）。この指令に基づき、全加盟国で国内法の整備が終了しており、例えば、フランスでは、テレビで放映される映画は少なくとも 60% を欧州制作分としなければならないと規定している（1992 年 1 月 18 日の政令 No. 86 - 1067）。その後、同指令は「視聴覚メディア・サービス指令」として、新たに生まれ変わり、2007 年 12 月 19 日に発効した。ここでは、テレビ広告、ビデオ・オン・デマンド等に関する規律が新たに追加されている。

また、2022 年 9 月 16 日、EU は域内市場におけるメディア・サービスの共通枠組みを確立する規律（欧州メディア自由法）及び指令 2010 / 13 / EU の改正案を採択。この提案には、メディア部門における編集の独立性と所有者の透明性のための内部セーフガードに関する EU 勧告が添付されていた。欧州メディア自由法の目的は、EU におけるメディアの多元性と独立性を保護することであり、メディアが EU 域内市場において、不当な圧力を受けることなく、メディア空間のデジタル化を考慮しながら、国境を越えてより容易に活動できるようにするための、以下のような措置が盛り込まれている。

- ア) 編集上の決定に対する政治的干渉や監視からの保護。
- イ) 公共メディアの独立性と安定した資金調達、メディア所有権と国営広告の配分の透明性を重視する。
- ウ) 編集者の独立性を保護し、利益相反の開示を義務づける。
- エ) 各国のメディア当局で構成される独立した欧州メディア・サービス委員会を新設する。

EU は、指令に盛り込まれた「欧州の著作物」の定義は、1989 年の欧州評議会の「国境を越えるテレビジョンに関する条約」が定めた「『欧州の視聴覚著作物』の概念に対するオープンで後半な理解」に沿ったものであると認識している。

<懸念点>

EU は、WTO サービス交渉において、AV 分野について一切の約束をせず、あわせて最恵国待遇（MFN）

例外登録も行っているため、上記措置が WTO 協定違反とは言えない。しかしながら、サービス協定はすべてのサービスを対象とするものであり、自由化に向けた取組が望まれる。

なお、MFN は、多角的貿易体制において自由化を実現していく上で最も重要な柱の 1 つであり、WTO 協定における基本原則である。MFN 免除措置はその最も重要な原則からの逸脱であるため、その撤廃が望ましく、サービス協定上も、MFN 免除は時限的なもので、原則として 10 年を超えてはならないとしている。この点、EU 自身が 2009 年 7 月の『オーディオ・ビジュアル政策の外的側面に関するスタッフ・ワーキング文書』と題する文書において、今後 WTO に加盟をしようとする国々に対し、EU と文化的な協力関係を構築するために、音響映像サービスの約束を行わず、かつ MFN 免除登録を促すことを助長するような記載があることは WTO の精神からも看過することは出来ない。

<最近の動き>

上述のとおり、2007 年 11 月、欧州議会において、「テレビ放送活動の遂行に関する一部の加盟国法規のコーディネーションに関する理事会指令 89 / 552 / EEC (国境なきテレビ指令) を修正する欧州議会・理事会指令案 (視聴覚メディア・サービス指令案)」 [COM (2005) 646] が採択され、翌 12 月に発効した。同指令の国内法への導入期限は 24 か月以内 (2009 年 12 月 19 日) で、すべての加盟国が指令を国内法に導入するための法規を欧州委員会に通知済みである。

欧州委員会は 2011 年 3 月 29 日、『視聴覚メディア・サービス指令 (AVMSD : Audiovisual Media Services Directive)』の適用状況に関する情報提供を 16 の加盟国に要請し、加盟国が採択し欧州委員会に通知した国内法の分析を行い、指令の内容が的確に国内法に反映されているかを精査した。また、2015 年 7 月から 9 月まで、ステークホルダー及びユーザーを対象に、視聴覚メディア・サービス指令に係るフィードバックを得るためにパブリックコンサルテーションが行われ、2016 年 5 月 25 日、本指令の改正案が欧州委員会から欧州議会に提出された。2017 年 4 月 25 日、欧州議会文化教育委員会にて本改正案が同意された。その後、欧州委員会、欧州議会、欧州理事会での 3 者協議を経て、2018

年 10 月 2 日、欧州議会は本指令の改正案を承認し、同年 11 月 6 日、欧州理事会が本指令の改正案を採択した。本改正は、音響映像サービスの視聴方法が、伝統的な TV からオンライン媒体に変化しつつある中で、消費者保護の観点から、音響映像サービス事業者に対する規制を見直すものである。特に、オン・デマンドサービスにおいても、欧州作品を一定量以上配信することを義務づけるクォータ規制が明示されていることは注目される。2020 年 11 月、欧州委員会は、23 の加盟国に対して、AVMSD を国内法に移行することを怠っているとして、正式な通知を送付したが、さらに 2021 年 9 月 23 日、欧州委員会は、チェコ、エストニア、アイルランド、スペイン、クロアチア、イタリア、キプロス、スロベニア、及びスロバキアに対して、AVMSD に対応する国内法の整備を十分に行っていないとして意見書を送付した。2022 年 5 月 19 日、欧州委員会は、これらの加盟国のうち、チェコ、アイルランド、ルーマニア、スロバキア、及びスペインについて、欧州機能条約 260 条 3 項に従い制裁を課すことを欧州司法裁判所に対して要請することを決定した。その後、欧州司法裁判所は、2024 年 2 月 29 日、アイルランドに対し、義務違反を認める判決を下した (Case C- 679 / 22)。

2023 年、EU は AVMSD の実施に関する報告書を採択した。この報告書は、これまでの指令の実施状況を検証するもので、一部の加盟国が期限内に新指令を実施しようとする「不十分な意思」と、EU が侵害訴訟の開始に「全般的に消極的」であることを批判し、各国政府に対し、遅滞なく指令を実施するよう求めている。報告書によれば、一部の加盟国による移管の欠如は、指令の実施について本格的な評価を行う議員の能力に影響を及ぼしている。

EU における文化保護政策は引き続き厳しく行われているところ、我が国は WTO サービス交渉等において、EU に自由化約束向上を行うよう求めている。

政府調達

公共調達新規則 (International Procurement Instrument)

<措置の概要>

当該 IPI 規則 2022 / 1031 では、欧州委員会が他国の調達市場について調査を行い、当該国が「制限的又は差別的な調達措置又は慣行を採用又は維持している」と認められる場合には、当該国と協議を行い、協議による解決ができなかったときは、当該国からの調達に対して価格調整措置（price adjustment measures）をとる仕組みが設定された。

<国際ルール上の問題点>

本規則に基づき、欧州委員会が EU の利益となると判断した場合、欧州委員会自身又は、実質的な利害関係者、加盟国は、第三国の疑わしい措置・慣習について調査を開始することが可能（5条1項）。欧州委員会は、所見を含む通知を公表した後、当該国に意見、情報提供を求め、協議に入る（5条2項）。調査及び協議は、その開始の日から9か月以内に終了する。なお、正当な理由がある場合は、この期間を5か月間延長することができる（5条3項）調査及び協議の終了後、欧州委員会は、第三国の問題となる措置又は慣行が存在すると認定する場合、EU の利益となると判断したときは、IPI 措置を採択する（6条1項）。

本規則は、国際協定の適用対象外の物品・サービス（non-covered goods and services）の調達に対してのみ適用される。すなわち、① EU との間で国際協定を締結していない第三国については、当該国の物品・サービス、② EU との間で国際協定を締結している第三国については、当該国際協定の適用範囲外の物品・サービスが対象となるとされている。

このように、本規則の基本的な仕組みとしては、EU が国際協定で内国民待遇を約束する調達は上記措置の対象としないこととしているが、例えば、主張された調達措置又は慣行」が認定された第三国の供給者による入札において、当該国の物品の合計価額が入札価額の50%を超えているが、我が国の物品も相当程度含まれているような場合、本規則上、我が国の物品も価格調整措置の対象になるとすれば、無差別原則（WTO 政府調達協定4条1項）に違反するおそれも否定できない。

<最近の動き>

2012年3月、欧州委員会は、公共調達市場の開放が不十分な貿易相手国に対して、市場開放のインセンティブを高めることを目的とし、公共調達に関する新たな規則案（COM（2012）124）を提案した。また、2016年1月、欧州委員会は、本規則案の修正案（COM（2016）34）を公表した。2016年の欧州委員会による修正案をさらに修正する最新の修正がポルトガル（2021年前期：EU 理事会議長）から2021年に提出された。修正された規則案は、EU 運営条約207条を法的根拠条文にして、EU 運営条約294条に規定される通常立法手続により EU 理事会と欧州議会により2022年6月23日に採択された。6月30日付けで官報に掲載、成立・交付された。官報掲載60日後の8月29日より施行。

地域統合

譲許税率の引き上げ

<措置の概要>

2013年7月、新たにクロアチアがEUに加盟した。1973年より累次行われてきたEU拡大の場合と同様、今回も新規加盟国の関税がEUの共通関税に置き換えられたため、一部品目について関税（譲許税率）が引き上げられる結果となった。GATT 28条1項の定めによれば、事前に関係国と交渉し、かつ合意することにより、譲許税率を引き上げることができるものとされているが、EUは我が国をはじめとする関係国と交渉を終了させることなく、新規加盟国における関税の引き上げがなされた。なお、EUによる譲許税率の一方向的な引き上げは、2007年1月にブルガリア及びルーマニアがEUに加盟した際や、2004年5月の新規10か国加盟によるEU拡大、それ以前のEU拡大時にも行われている。2004年のEU拡大時には、我が国はEU拡大前の交渉妥結を目指し、EUに対して働きかけを行ったものの、EUは我が国を含む関係国と何ら事前の交渉を行うことなく新規加盟国における関税が引き上げられた。我が国との交渉を経て合意された補償措置が施行されるまでにはEU拡大後約1年8か月を要し、その間、対EU輸出企業の

一部は一方的に引き上げられた関税を徴収される損害を被る結果となった。

<国際ルール上の問題点>

EU 拡大に伴う一方的な関税の引き上げは、譲許税率を引き上げる場合に GATT 28 条に定める手続により補償的調整を義務づけている GATT 24 条 6 項に整合的でない。

<最近の動き>

2013 年 7 月、我が国は EU に対し、クロアチアの EU 加盟に伴う GATT 24 条 6 項交渉開始の意図がある旨書面にて申し入れ、EU との間で本件について協議を行った。なお、2007 年のブルガリア及びルーマニアの EU 加盟に伴う GATT 24 条 6 項交渉では、我が国の、税率の引き上げによる損害を累積したものが損害額であるという主張と、EU 側の、ある新規加盟国で税率が引き上げられる場合でも、他の新規加盟国で税率が引き下げられる場合はその利益も考慮すべきであり、税率引き下げによる利益も考慮すれば補償は不要という主張の隔たりが埋まらず、補償措置を得られずに協議を終えている。

なお、トルコ、北マケドニア、モンテネグロ、セルビア及びアルバニアが EU への加盟交渉を行っており、ウクライナ、モルドバ及びボスニア・ヘルツェゴビナも加盟候補国に認定されている。今後、これらの国の加盟が実現すれば、譲許税率が引き上げられるおそれがあり、引き続き状況を注視していく必要がある。

知的財産

スペアパーツへの意匠権の権利行使問題

<措置の概要>

EU においては複合製品の交換用の構成部品（スペアパーツ）の意匠権による保護の在り方について、これまで激しい議論が行われている。

その結果、共同体意匠については、「共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則（Council Regulation（EC）No 6 / 2002）」（以下、「共同体意匠規則」という。）の 110 条において、仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたと

しても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないという、いわゆる「修理条項」が、経過措置として規定されている。また、各 EU 加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令（Directive 98 / 71 / EC）」（以下、「意匠指令」という。）の 14 条では、上記「修理条項」の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる旨規定しているところ、EU 域内の各国において、スペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていない。

2020 年に欧州委員会から公表された「意匠保護に関する EU 法制の評価」と題する報告書においては、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、リトアニア、マルタ、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア及びスロバキアが「修理条項」を有しない一方、ベルギー、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、スペインが「修理条項」を有し、デンマーク、スウェーデン及びギリシャは保護期間が異なるなどスペアパーツの意匠権を制限する他の制度を有することが報告されている（ただし、後述のとおり、ドイツ及びフランスではその後、「修理条項」を追加する意匠法改正が成立した）。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該スペアパーツの意匠について独占的排他権を有することから、部品市場においても、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずであるところ、「修理条項」の導入により、修理目的のスペアパーツに意匠権による保護が及ばないとすれば、特に自動車産業を中心として、イノベーションが損なわれる懸念がある。

<国際ルール上の問題点>

TRIPS 協定 26 条 2 項には、加盟国が意匠の保護の例外を定めることができるとされている一方、当該例外が認められるためには、①限定的例外であること、②通常の実施を妨げないこと、③第三

者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、の3条件（3-ステップテスト）を累積的に満たす必要があることが規定されている。したがって、共同体意匠や各EU加盟国において、修理目的のスペアパーツを意匠保護の例外とすることがTRIPS協定26条2項に整合するかについては、TRIPS協定の解釈に議論の余地があると考えられる。

<最近の動き>

EUにおける修理目的のスペアパーツの意匠権による保護の在り方については議論が収束しておらず、共同体意匠規則110条及び意匠指令14条のいずれも経過措置として規定されているものである。そして、2004年には欧州委員会が、意匠指令への「修理条項」導入を提案したものの、結局合意に至らず、2014年に取り下げられた。その後、2020年3月に欧州委員会が公表した循環経済行動計画においても、製品の持続可能性を担保するための方策として、「修理する権利」の導入について言及があり、2020年11月に欧州委員会が公表した「知的財産に関する行動計画」でも、スペアパーツの保護に関するEU域内の制度調和を含んだEUの意匠保護の近代化が提案された。欧州委員会は、2021年4月から7月にかけて、「スペアパーツについての意匠保護を見直すべきか」との質問を含む、EUの意匠保護の近代化に係るパブリック・コンサルテーションを実施し、2021年9月にそのサマリーレポートをウェブページにて公表した。欧州委員会は、2022年11月に、共同体意匠規則を改正する規則案及び意匠の法的保護に関する指令案を採択した旨を公表するとともに、意見募集を開始した。この改正案には、EU全体に「修理条項」を導入することが含まれている。その後、EU理事会は、この規則案及び指令案に対する修正提案を行ったが「修理条項」の概念は維持した。そして、EU理事会は、2023年12月に、規則案及び指令案に関して暫定合意に達した旨を公表した。

他方、ドイツにおいては、ドイツ社会民主党の消費者保護に関する主要施策の一つとして位置付けられる意匠法への「修理条項」導入が、2018年3月に発足した連立政権の合意文書において記載され、2019年5月に連邦政府が意匠法への「修

理条項」導入を閣議決定し、2020年9月及び10月に連邦議会（下院相当）及び連邦参議院（上院相当）が「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決し、2020年10月9日に意匠法改正が成立し、2020年12月2日に公布・施行された。これにより、ドイツでは修理目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばなくなった。

また、フランスにおいては、これまで、フランス議会での採択にもかかわらず、憲法評議会による手続上の理由に基づく違憲判断等があり、修理条項は導入されていなかったが、2021年8月22日に成立した「気候変動への対策及びその影響に対する回復力強化に関する法律」32条により、知的財産法に修理条項を自動車関連の一部のスペアパーツに限定して新設するとともに、他のスペアパーツについても保護期間を短縮する改正がなされ、この改正法は2023年1月1日に施行された。

我が国としては、これまで継続的にEUに対して「修理条項」の廃止を求めており、2019年11月に開催された日EU・EPA知的財産専門委員会第1回会合においても、スペアパーツの意匠権による保護を議題の1つとして取り上げ、EUに対して「修理条項」の廃止を求めた。

今後、引き続き、意匠権の効力が不当に制限されることは適切でないことに留意しつつ、各EU加盟国の意匠制度及び共同体意匠制度の立法及び運用の状況を注視していく必要がある。

補助金・相殺措置

仏国 EV 補助金の補助金適格要件の改正 【新規掲載】

<措置の概要>

2023年7月、仏政府は電気自動車（EV）の購入に対する補助金の適格要件に、車両の製造・輸送に係るCO2排出量を考慮する改正案を公表し、8月までパブリックコメントを実施。9月、上記改正を行う政省令が公布され、同年10月に施行した。改正により、EVの製造・輸送過程でのCO2排出量から算定する環境スコアが設定され、環境スコアが60以上の車両が補助金の対象となる。乗用車購入の場合、購入金額の27%が

補助される（上限は、個人の場合 5,000 ユーロ、法人の場合 3,000 ユーロ、低所得者の場合 7,000 ユーロ）。他国とも連携しつつ、今後の状況を注視する必要がある。

環境スコアの算出方法は、①鋼鉄・アルミニウムその他材料製造時の排出量、②バッテリー製造時の排出量、③バッテリーを除く中間組み立て時等の排出量、④輸送時の排出量の各項目について、排出係数と使用量等に乗じて算定した CO2 排出量の合計値で算出される。①～③の排出係数は国や地域ごとに設定されており、④の排出係数については、陸路（鉄道、道路）輸送の場合は国や地域ごとに、海上輸送の場合は距離に応じて一律に排出係数が設定されている。環境スコアの算出に異議がある場合、実測値による CO2 排出量の再計算・再申請を認める規定がある。なお、2023 年 12 月、仏政府は補助金の対象車種のリストを発表している。

<国際ルール上の問題点>

補助金の適格要件である環境スコアの算定に、輸送時の CO2 排出量も含まれ、海上輸送の場合、輸送距離に一律の係数に乗じて輸送時排出量を算出することとなっている。また、陸上輸送の場合、鉄道輸送や道路輸送におけるアジア各国の排出係数が欧州各国より高く設定されている。これらの設計により、輸送距離の長短や輸送方法により輸入車の扱いが異なり、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）、GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。また、環境スコアを算定するために用いる鋼材やバッテリーの生産等の CO2 排出係数が、国・地域ごとに一律で設定され、仏国を含む欧州の国・地域が他の国・地域よりも優れた係数が設定されており、輸入車はスコアを取りにくく、仏国産車や欧州産車に比べ補助金の対象となりにくい。このため、一部の輸入車を不利に扱っている要件として、GATT 1 条 1 項（最恵国待遇義務）GATT 3 条 4 項（内国民待遇義務）に抵触する可能性がある。

<最近の動き>

経済産業省は、2023 年 8 月にパブリックコメントを提出し、WTO 協定整合性の観点から懸念を表明。仏政府に対して様々な機会を通じて懸念を表明するとともに、EU に対しても、各種会談を通じて本措置や類似措置が他国や他分野に広がる事への懸念を表明している。協定整合性に疑義のある措置が是正され、また、他分野や他国に類似措置が広がらないよう、産業界や

2. 英国

関 税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第 5 章 1 を参照。

<措置の概要>

関税・物品税管理法、2018 年租税（クロスボーダー貿易）、2018 年欧州連合（離脱）法、2020 年租税（移行期間後）法及び関連法規において、輸出入の管理や関税に関する諸規定や EU 離脱後の英国の物品の輸出入に関する関税制度などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率又は日英包括的経済連携協定（日英 EPA）税率等が適用される。また、EU 離脱移行期間終了に伴う通関申告に関する特別措置及び一時・再輸出入、加工処理や特別な使用目的で輸入される物品に対する租税優遇措置（免税措置）などがある。

英国は、2020 年 1 月、EU 離脱協定に基づき EU から正式に離脱し、同年 12 月をもって離脱移行期間が終了した。離脱移行期間中、英国は事実上、EU の関税同盟に含まれていたため、2020 年 12 月までは EU の MFN 税率及び特惠税率が適用された。2021 年 1 月より、UK グローバルタリフ（UKGT:UK Global Tariff）が適用され、ニューサンス・タリフ（nuisance tariff : 2.0 % 未満）の廃止や小数点以下の関税率の単純化、国内製造がないまたは限定されている品目の関税廃止がなされた。例外的に北アイルランドでは EU 離脱協定の北アイルランド議定書に基づき引き続き EU 共通関税率が適用される。

また、高関税の品目の実行関税率及び譲許税率は、EU とほぼ同様の取扱いがなされている。

<懸念点>

EU 離脱に向けて、英国は新たな譲許表を作成し、2018 年 7 月に WTO に提出した。その内容は関税割当の点を除いて EU の附属表をほぼ踏襲しており、2020 年 5 月及び同年 12 月に技術的な修正を行った。他方で、2021 年 1 月、離脱移行期間終了後の WTO のおける英国の立場を記載した WTO 加盟国向けの通達において、譲許表は未承認であるものの適用する旨記載されている。そのため、現在この未承認の譲許表を適用している英国に対して WTO 加盟国が不服を申し立てたり、報復措置が取られたりする可能性がある。また、2020 年 12 月、英国は ITA 及び拡大 ITA について、引き続き実施する旨の通報が行われており、当該譲許表において、対象品目 201 品目の関税が 2023 年までに撤廃された。

その他、EU 同様、高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題は生じないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

英国は、貿易の継続性に支障が生じることを避けることを目的として、Brexit の離脱移行期間中、EU が締結した第三国との貿易協定を継続する交渉を行い、Brexit 後も多くの貿易協定が英国でも引き続き適用された。我が国においても、離脱移行期間中に日英政府間で交渉が行われ、2020 年 12 月にそれぞれの国において承認プロセスが完了した後、2021 年 1 月から日英 EPA が発効されている。本協定は、基本的に日 EU EPA の内容を踏襲するものであり、日英 EPA の発効時から日 EU EPA と同じ削減税率を適用するキャッチアップ規定や EU 産の材料を使用する場合や EU 域内の付加価値や加工工程を日英のもののみならず累積・拡張累積規定も設けられて、日本企業が継続して対英ビジネスを行う環境が整えられている。また、2021 年 2 月には、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への加盟を正式に申請した。2023 年 3 月 31 日には CPTPP 加盟交渉

を終了し、2023 年 7 月 16 日に加盟議定書に署名した。協定の発効は、英国と CPTPP 締約国の立法手続きが終了した後に行われる。発効は 2024 年後半と予想される。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2021 年 1 月、英国政府は新型コロナウイルス対応において重要であるとする医療用品（個人防衛具、医療機器、消毒剤）の関税を免除し、同年 10 月、ワクチン生産の主成分の関税を免除する措置を追加的に行った。2022 年 12 月、同措置の対象とする品目のうち、これまで輸入実績がなかった 3 品目を除いて、2023 年 12 月まで関税停止措置が継続された。

セーフガード

鉄鋼製品に対するセーフガード措置

<措置の概要>

2020 年 10 月 1 日、英国は、EU の鉄鋼セーフガード措置に関して、EU 離脱後もこれを「継承」（Transit）し、EU においてセーフガード措置の対象となっている鉄鋼製品 26 品目中、19 品目につき、関税割当を超えた場合は 25% の追加関税を賦課する（2021 年 1 月 1 日～ 6 月 30 日）旨を発表した。同時に、7 月以降の帰趨につき決定するための Transition Review を開始した。2021 年 1 月の EU 離脱と同時に、「継承」措置は発動された。

2021 年 5 月、損害を認定し 10 品目への措置延長を勧告、6 月には措置延長通報がなされた。しかし、翌 7 月に発動された措置は、TRA 勧告対象 10 品目とは異同があり、特に、トラス国務大臣決定により 5 品目が追加されている（原則 3 年間。追加 5 品目は暫定として 1 年延長）。2022 年 6 月には発動中の措置の見直し（Reconsideration）手続の結果として、上記追加 5 品目についても 2 年の延長を決定した。

さらに、2023 年 9 月 4 日に延長調査を開始し、2024 年 6 月 30 日までに措置を延長すべきか否かを検討するとした。

<国際ルール上の問題点>

WTO 協定上、他国のセーフガード措置を「継承」する根拠はない。EU 離脱後の英国としては、発動要件に関する調査手続を欠いたままセーフガードを発動したこととなり、この点でセーフガード調査手続に関する WTO 協定に整合しない。

2021 年 5 月の TRA 勧告は、輸入増加や国内産業の損害等を定量的に分析しているが、SG の延長を基礎づける認定と言えるか疑問であった。また、措置の背景として、世界的な鉄鋼の過剰生産能力問題及び他国の輸入制限措置、米国の 232 条措置に言及しており、「事情の予見されなかった発展」が SG の発動要件とされていること（GATT 19 条 1 項（a））との整合性に懸念がある。

さらに、翌 7 月に国務大臣決定で急遽追加された 5 品目をはじめ、5 月の TRA の延長勧告に含まれていなかった製品がある。これらについては延長のための諸要件（損害の防止のため引き続き必要であること、SG 協定 7 条 2 項、等）の充足についての認定を欠いたまま措置が延長されており、この点でも WTO 協定に整合しない。

<最近の動き>

我が国は、英国に対し、セーフガード委員会等の場において、「国内産業の損害」等、セーフガード協定上の要件に関する調査なしに措置を発動している点は遺憾であり、可能な限り早急に措置を終了するよう求めている。また、セーフガード措置の延長調査については、政府として利害関係登録を行い、調査の動向を注視する。

基準・認証制度

化学品規制（REACH・CLP）

<措置の概要>

2020 年 12 月 31 日に離脱移行期間が終了したことに伴い、ブレグジット前、英国に直接適用された EU の規制の多くが英国国内法に基づき必要な修正がなされたうえ、英国国内法に移行された。EU の REACH 規則及び CLP 規則も英国国内法に移

行された「維持された EU 法」（retained EU law）の一つとして、離脱移行期間終了後も英国に引き続き適用されている。なお、北アイルランド議定書の結果、UK REACH 規則及び GB CLP 規則はグレートブリテン島のみ適用され、北アイルランドには EU 単一市場の一部として引き続き EU REACH 規則が適用される。したがって、北アイルランドの事業者は、離脱移行期間終了後も EU REACH 規則の下でのステータスが維持される。

離脱移行期間終了後、EU 及び英国で製品を上市するためにはそれぞれの国において化学物質を登録する必要がある。

なお、ブレグジットの結果、英国は EU から見て第三国となるため、英国に所在する登録者（製造業者、生産業者、輸入業者又は唯一の代理人（Only Representative））は、EU での登録者とは認められない。英国に所在する EU REACH 規則の下での登録を有する事業者は、既得権（Grandfathering）により得られた製造量・輸入量等により定められた猶予期間後に、改めて登録申請をする必要がある。既に EU REACH 規則の下での登録で費用負担した安全性データを使う場合であっても、安全性データを UK REACH 規則で使用する場合は、改めての安全性データ使用の負担が必要となる可能性がある。

EU の CLP 規則も「維持された EU 法」の一つとして必要な修正がなされたうえで英国国内法に移行された。また、2020 年 12 月 31 日に EU の調和分類及びラベリングとされたものは、GB 必須分類及びラベリング（GB MCL）として維持された。ブレグジット前に EU CLP 規則の下での EU 化学品庁（ECHA）が担っていた役割は、ブレグジット後の英国では、安全衛生庁（Health and Safety Executive）が GB CLP 規則の監督庁として担当する。現状、GB CLP 規則の下での規制は、EU CLP 規則と大きく異ならないが、今後 EU と英国との間で徐々に規制内容が乖離することも予想される。

<国際ルール上の問題点>

これらの規則が、英国外企業を英国内企業に比して不利に扱うようなものになる場合は TBT 協定 2.1 条に違反する可能性がある。また、REACH 規則や CLP 規則は、人の健康等を目的とするものであ

るが、当該政策目的達成のために必要以上に貿易制限的である場合には TBT 協定 2.2 条との整合性の観点で問題となる可能性がある。加えて、CLP 規則については、化学物質の分類や表示規制についての国際基準である GHS を基礎としないものとなる場合には、TBT 協定第 2.4 条との不整合が生じる可能性がある。

<最近の動き>

2021 年 11 月 9 日、2021 年環境法（Environment Act 2021）が成立した。同法 140 条では、Schedule 21 に従い、ブレグジット後の英国における化学品規制を更新するため、国務大臣に UK REACH 規則を修正する権限を認めている。さらに国務大臣には、UK REACH 規則違反を執行するため刑事罰の範囲を拡大すること、適用される刑事罰

を特定するなどの権限が認められている。国務大臣は、必要かつ適切と考えられる場合にこれらの権限を行使できるとされている。

2022 年 7 月、Defra（環境・食糧・農村地域省）は、UK REACH 規則の移行登録期限の延長に関するパブリックコンサルテーションを実施した。その結果を受け、対象物質のトン数や有害性に応じた登録機関を 2026 年 10 月 27 日、2028 年 10 月 27 日、2030 年 10 月 27 日の 3 段階に延長した。

2023 年 6 月 29 日に公布された「2023 年維持された EU 法（撤回・改革）法」により、2023 年 12 月 31 日付で GB CLP 規則では附属書 VIII が取り消され、ポイズンセンターへの届出が不要となった。EU CLP との乖離が起きつつあり、双方の状況を把握する必要がある。

